

新都第808号
平成30年3月29日

公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会
会長 平松勝様

新潟市長 篠田昭
(担当 都市計画課)

国土利用計画法に規定する事後届出に係る一層の法令遵守について(依頼)

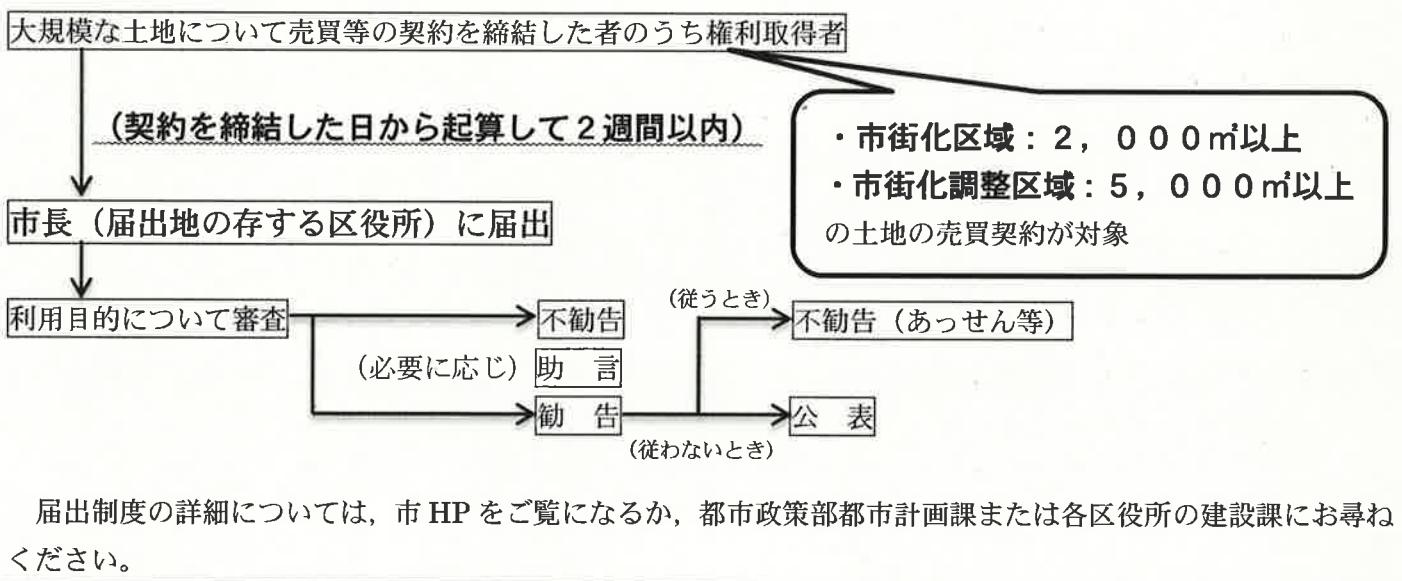
日頃より、本市の土地利用行政にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、国土利用計画法においては、土地の投機的取引および地価の高騰が市民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引の規制に関する措置を講じています。具体的には、大規模な土地について、売買等の取引をした場合には、契約を締結した日から起算して2週間以内に土地の権利取得者(売買の場合は買主)が土地の利用目的及び取引価格等を市長に届け出ることとされています。(事後届出制度)

しかしながら、近頃、期限内に届出がなされない事案が多く見受けられます。なかには、届出そのものを失念しているケースや、届出の基準日を契約締結日ではなく土地の引き渡し日だと勘違いしているケースもあります。

つきましては、この状況を踏まえ、貴協会の会員の皆様に改めて事後届出制度についてご確認いただき、一層の法令順守に向けたご理解とご協力をお願いします。

【事後届出制度の流れ】



【問い合わせ先】

新潟市 都市計画課 開発審査・景観担当
水戸・石黒
電話 025-226-2825 (直通)
FAX 025-229-5150

